

1. 件 名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構との審査の進め方に関する面談

2. 日 時：令和4年7月19日（火）9：00～9：45

3. 場 所：原子力規制庁10階南会議室（テレビ会議）

#### 4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 研究炉等審査部門

志間安全規制管理官（研究炉等審査担当）、来住管理官補佐、水野係員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括本部 奥田 本部長代理 他3名

原子力科学研究所 保安管理部 品質保証課 課長 他2名

#### 5. 要 旨

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）から、機構における許認可審査案件の優先順位及び規制要求への考え方について説明があった。

##### （1）機構における許認可審査案件の優先順位

原子力規制庁（以下「規制庁」という。）から、以下の点を確認した。

- ・No. 20 の申請について、7 月末の申請で9 月中の許可希望であり、標準処理期間よりも短期間であるが、短期間の許可希望とする特段の理由は何か。
- ・許認可希望が「可能な限り早期」としている申請案件が散見されるが、具体的な許認可希望時期はないのか。例えば、No. 6 の常陽についても可能な限り早期ではなく、審査会合では年内としていなかったか。また、No. 11～No. 16 については、資料において、申請からの許認可期間と許認可希望時期が整合しない。これはどういう意味なのか。

これに対し、機構から、以下の説明があった。

- ・No. 20 の燃料試験施設については、以前から早期の許認可を希望しており、10 月には許可をいただきたい。
- ・No. 6 の常陽は補正が必要であるため、年度内希望とさせていただきたい。No. 11～No. 16 の申請は必ず10 月認可希望ではなく、可能な限り早めに認可いただきたい。

規制庁から、機構の説明に対し、以下の点を指摘およびコメントした。

- ・審査体制を組むために、許認可希望には可能な限り早期ではなく、具体的に記載いただきたい。また、No. 6 の常陽についてはパブコメも必要であるため、年度内に許可を希望するならば11 月中に補正を提出していただく必要がある。そのつもりで準備いただきたい。

これに対し、機構から、了解した旨回答があった。

## (2) 規制要求への考え方

原子力規制庁から、以下の点をコメントした。

- ・番号 1 は経年劣化に関する技術的評価の説明書の添付をなくすという提案と理解するがこの説明書の添付をなくしたときに、技術的な長期施設管理方針はどのような説明をする予定か。
- ・また、番号 3 について、新規制基準は導入によって、すべて過去の規制とは不連続になっているので過去の規制と連続性を保つためという理由で改善提案は受け入れられませんが、実用炉よりも簡易な説明を求める運用への変更はあり得る。
- ・番号 6 の新旧対照表については、すべての箇所ではなく、変更箇所のみとしていけるよう検討する。

これに対し、機構から、番号 1 に対しては、長期の保全計画や経年劣化に関する技術的評価を説明するとの回答あり。また、番号 3 および番号 6 については、了解した旨回答があった。

## 6. 配布資料

原子力規制庁研究炉等審査部門における JAEA 許認可審査案件  
規制要求への考え方について（再整理版）

以上